

さ担 第 2290-19 号  
令和7年 2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

|                   |                                          |
|-------------------|------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | さつま町<br>(46392)                          |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 永野区<br>( 金山・新町・仕明・吉川・新岩元・駒ヶ段・築平・下別府・南川 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 7 年 1 月 27 日<br>(第 1 回)               |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

稲作を中心に畜産(牛・豚・鶏)・梅・施設園芸等を組み合わせた複合経営が主体の地域であるが、少子高齢化が急速に進み、人口・戸数の減少化に伴い、高齢化が急速に進んでいるため、農業労働力不足は加速する一方であり、担い手不足による離農・農地の未耕作を防ぐために、認定農業者、さらには定年退職者による農業参入を図る必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・受託組織・体制整備を強化し生産組織及び生産基盤の拡大を図る。
- ・水田裏作等を利用し玉ねぎ、麦等の栽培、自給飼料(イタリアライグラス)の確保に努める。
- ・定年退職者の就農、集落営農の組織化を促進し、新たな担い手を確保していく。また、直売所と連携して地域に合った作物の導入を図る。
- ・筍やシイタケなどの特用林産物の栽培に取り組み所得向上を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 87.98 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 87.98 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                       |
| 地区内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。                                                              |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                       |
| ・大規模経営を行っている担い手や新規参入者に農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を進める。<br>・農地の貸し借りは、原則として農地中間管理事業を活用する。                      |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                        |
| ・中山間地等直接支払い制度や多面的機能支払交付金を活用し、基盤整備の充実を図る。<br>・パイプライン等の導入による用水路対策について検討を進める。                             |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                   |
| 新規就農の促進を図り、就農者を確保し、それに対して地域ぐるみで支援していく指導体制の整備や農地中間管理機構の活用によって、新規就農の営農定着を支援する。また、地域を担う新たな経営体についても育成していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                    |
|                                                                                                        |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                             |                                          |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出             | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策に取り組む。  
 ③スマート農業機器の導入を推進し、省力化を図ることで、更なる規模拡大につなげる。  
 ⑦中山間直払事業や多面事業を活用して農地の保全管理に努める。  
 ⑧中山間直払い交付金や多面事業交付金を活用して老朽化する農業用施設の修繕・維持管理に努める。  
 ⑨共販体制の確立と新たな米販路ルートの確保と促進。  
 ⑨新規就農者がスムーズに農業を始めるため、また、その後も安定した経営ができるようにJA、県など連携してフォローアップを行い、地区の後継者として育成する。  
 ⑨さつま特産品直売所と連携して地域の活性化を図る。